

令和 5 年度

第 1 回長南町地域公共交通活性化協議会 資料

(2) 令和4年度長南町地域公共交通活性化協議会事業報告書

協議会の事業計画	令和4年6月22日（水） 第1回協議会 令和4年8月26日（金） 第2回協議会 令和4年11月18日（金） 第3回協議会 令和5年2月22日（水） 第4回協議会
事業等の内容	・ 協議会の運営 ・ 長南町地域公共交通計画策定業務
事業等の成果	地域住民や観光客などの移動手段の利便性を高めながら、更なる効率の良い公共交通体系の実現が必要となっていることから、行政機関、交通事業者、地域住民が協働して地域のさらなる発展を支える、町づくりと一体となった持続可能な新たな「長南町地域公共交通計画」を策定した。
備 考	

令和4年度長南町地域公共交通活性化協議会決算報告書

収入

科 目	決算額 (円)	備 考
前年度繰越金	7	
交付申請額 (町補助金額)	5, 200, 000	
地域公共交通確保維持 改善事業費補助金	262, 900	国庫補助金
雑入	34	預金利子
計	5, 462, 941	

支出

科 目		決算額 (円)	備 考
運営費	会 議 費	1 4 6 , 1 0 0	委員報償
	事 務 費	1 7 , 0 5 0	振込手数料
事 業 費		4 , 9 3 9 , 0 0 0	昭和 (株) 委託料
町補助金額		3 6 0 , 7 5 0	
計		5 , 4 6 2 , 9 0 0	

収入総額	5, 462, 941円
支出総額	5, 462, 900円
差引残額 (通帳残額)	41円

翌年度繰越金	41	
--------	----	--

監 査 報 告 書

長南町地域公共交通活性化協議会設置要綱第13条の規定に基づき、
令和4年度長南町地域公共交通活性化協議会の決算について監査した
結果、預金通帳、金銭出納簿の誤記、不明な点は見当たらず会計の処
理状況は適正であると認めます。

令和5年 6月 30日

長南町地域公共交通活性化協議会

監査委員 長 木 康 吉  印

監査委員 鈴木 文一  印

(3) 令和6年度生活交通確保維持改善計画について

生活交通確保維持改善計画の名称

長南町地域内フィーダー系統確保維持計画
(計画期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

長南町では、町民の移動手段を確保するとともに、町民の福祉向上を目的として平成16年度から車両2台により巡回バスの運行を行っていました。役場周辺を起点として町内全域を4路線に分け、現行の路線バスと極力競合しないようにルートを設定し運行を行っていました。

公共交通事情が悪化することにより、人口の流失がさらに進み、地域の衰退が加速する恐れがあることから、平成23年度から「長南町地域公共交通総合連携計画」を策定し、地域内各バス停において地域間幹線系統の民間路線バスと接続でき、かつ公共交通空白地解消のため、平成24年1月からデマンド乗り合いタクシーの実証実験を行い、その後、巡回バスを1台に縮小し、同年10月にデマンド乗合タクシーを導入しました。

また、平成29年度から統合小学校の開校に伴うスクールバス導入により、児童が利用者の大半を占める巡回バスも見直しを迫られました。そこで全ての交通モードを含んだ長期的で持続可能なネットワークを目指すため「地域公共交通網形成計画」を平成28年度に策定しました。

そして令和3年度末に5年間の計画期間が終了となりましたが、今後進展が予想される少子高齢化、過疎化等の地域課題に対応するため、引き続き利便性の高い地域公共交通の実現を目指すことを目標とした、「長南町地域公共交通計画」を令和4年度に策定しました。また、検討をしていた巡回バスの運行について、令和5年3月末をもち運行を終了しました。

デマンド乗り合いタクシーは、公共交通空白地解消のためだけでなく、高齢者、障害者などの移動を支援する補完軸であり、通院、買い物、バス停留所（路線バス）への乗り継ぎの移動に対応し、他の交通モードの利便性も高めます。

公共交通確保維持改善事業を活用し、デマンド乗り合いタクシーを存続させていくことが必要であります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

デマンド乗合タクシーの年間利用者数
年間5,000人×2事業者 合計10,000人以上とする。
(※長南町地域公共交通計画 P92 参照)

デマンド乗合タクシーの年間乗合利用率
利用者数/利用回数=1.2%以上
(※長南町地域公共交通計画 P92 参照)

(2) 事業の効果

デマンド乗合タクシーを維持することにより、公共交通空白地が解消され、自家用自動車等を利用できない高齢者などの移動手段が確保される。また地域間幹線系統の民間路線バスとの接続により公共交通ネットワークが連携することで、効率的な運行が実現でき、町民の外出促進による地域間交流の活性化や健康増進にも大きな効果が期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【実施主体】

長南町、交通事業者
(※長南町地域公共交通計画 P90 参照)

【事業】

公共交通の利便性向上の検討
デマンド乗合タクシー運行内容拡充の検討
(※長南町地域公共交通計画 P39～P43、P80 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

① 運行地域

- ・長南町全域でドア・ツー・ドア方式

②対象者

- ・長南町在住の満65歳以上の方
- ・長南町在住で障害者手帳（1級から3級）の交付を受けている方であつ、自力で車の乗降ができる方

③運行曜日

- ・月曜日から金曜日（但し祝祭日並びに12月29日から1月3日は除く）

④運行時間帯

- ・7時30分から17時

⑤車両台数

- ・2台

⑥運行ダイヤ

- ・指定しない

⑦運賃形態

- ・1人片道500円
- ・ペア割 1人片道300円

○運行予定事業者決定の経緯

- ①当該事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ている。
- ②当該事業者は、町内に事業所を有しており、不測の事態にも迅速に対応できるノウハウを有し、住民サービスとして欠落することができない本事業を円滑に行えることが期待できる。
- ③当該事業者は、長年にわたり地域住民の身近な交通手段として親しまれ、町内地理等の知識に長け、信頼も厚く安全・安心な輸送が期待できる。
- ④地元事業者を活用することにより、地場産業の育成や雇用・地域経済の活性化にも大きな効果が期待できる。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行事業者への委託料については、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を長南町が負担している。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

ゆたか自動車株式会社
有限会社 長南タクシー

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u> ※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u> ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u> ※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u> 別添の表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u> ※車両取得をしないため、該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 ※車両を取得しないため、該当なし
(2) 事業の効果 ※車両を取得しないため、該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※車両を取得しないため、該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※車両を取得しないため、該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 （１）事業の目標 ※該当なし （２）事業の効果 ※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論 令和５年６月２２日、第１回長南町地域公共交通活性化協議会の開催。 生活交通確保維持改善計画について

21. 利用者等の意見の反映状況
協議会には、関係交通事業者や道路管理者・所轄警察署、地域公共交通の利用者の代表として町議会議員・町区長会長・町社会福祉協議会長・利用登録者の参加をいただいております、協議会での議論を反映して計画を作成した。
22. 協議会メンバーの構成員
委員名簿添付（令和5年6月22日現在）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県長生郡長南町長南2 1 1 0番地

（所 属）長南町役場企画財政課

（氏 名）主事補 大村

（電 話）0 4 7 5－4 6－2 1 1 3

（e-mail）kikaku@town.chonan.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ハで該 当する要件 (別表7のみ)
長南町	ゆたか自動車株式会社	(1) 長南町デマンド		町内全域		往 km 復 km	243日	4,617回			区域運行	②(1)	長南営業所バス停で地 域間幹線系統牛久線、 茂原長南線との接続	③
	有限会社 長南タクシー	(2) 長南町デマンド		町内全域		往 km 復 km	243日	4,617回			区域運行	②(1)	長南営業所バス停で地 域間幹線系統牛久線、 茂原長南線との接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	長南町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	7,198
交通不便地域等	7,198

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,198	長南町全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
長南町地域公共交通網形成計画	平成29年3月	—
長南町地域公共交通計画	令和5年3月	—

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

長南町地域公共交通活性化協議会委員名簿

令和5年6月22日現在

	条項		区分	団体及び役職名等	氏名	備考
1	法第6条 第2項第1号	要綱第4条 第1項第1号	町長が指名する者	副町長	佐久間 静夫	
2	法第6条 第2項第2号	要綱第4条 第1項第2号	千葉県総合企画部 交通計画課長 又はその指名する者	千葉県総合企画部 交通計画課企画調整班長	小松 直人	
3		要綱第4条 第1項第3号	公共交通事業者	(一社)千葉県バス協会 専務理事	成田 斉	
4				小湊鉄道(株) バス部長	深山 宏樹	
5				ゆたか自動車(株) 代表取締役	田中 節子	
6				(有)長南タクシー 取締役	鈴木 昭文	
7		要綱第4条 第1項第4号	道路管理者	長生土木事務所 次長	大木 良浩	
8	法第6条 第2項第3号	要綱第4条 第1項第5号	茂原警察署長 又はその指名する者	茂原警察署 交通課長	金野 誠昭	
9		要綱第4条 第1項第6号	地域公共交通 の利用者	町議会議員	板倉 正勝	
10				町区長会長	西野 利行	
11				町社会福祉協議会 会長	梅田 重郎	
12				利用者	野口 喜正	
13				利用者	荒井 清人	
14		要綱第4条 第1項第7号	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局長 又はその指名する者	千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	高橋 直人	
15		要綱第4条 第1項第8号	町長が必要と 認める者	福祉課長	長谷 英樹	
16				教育課長	三十尾 成弘	

	長南町	企画財政課	事務局	課長	河野 勉	
				課長補佐	山本 和人	
				主任主事	佐久間 俊介	
				主事補	大村 洋一	

(4) 長南町地域公共交通計画の目標達成のための施策について

本町の地域公共交通の利便性を高めるため、施策を検討します。

【施策内容】

施策 2－②（長南町地域公共交通計画 83 頁より抜粋）

巡回バス廃止に伴う乗合タクシー運行内容拡充等の代替交通手段の検討

令和4年度の第2回長南町地域公共交通活性化協議会の意見を踏まえた中で、本町では巡回バスを廃止することを決定しました。今後は、他の交通モード体系を総合的に判断する中で、乗合タクシー拡充等の代替交通手段について、検討を実施します。乗合タクシーにおいては、運行する曜日、時間帯、対象者等の現況の条件を見直し、将来的に本町の支線軸の役割を果たす利便性の高い公共交通を目指します。

実施スケジュール					
年度	R5	R6	R7	R8	R9
検討					
実施					